

## 入院時1食あたりの食事代の負担額について(令和8年6月より)

入院時食事療養標準負担額(患者負担)

70歳未満の者 (後期高齢者医療の受給者を除く)	70歳以上の者 (高齢受給者、後期高齢者)	備考	令和8年5月31日まで (1食あたり)	令和8年6月1日から (1食あたり)
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並み 一般(Ⅲ)		510円	550円
			(300円) <sup>※1</sup>	(330円) <sup>※1</sup>
住民税非課税(オ)	低所得者Ⅱ		240円	270円
		(入院90日超)	190円	220円
—	低所得者Ⅰ		110円	130円

※1 指定難病患者及び小児慢性特定疾患児童について、住民税非課税者以外は1食について330円になります。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。

吉備高原医療リハビリテーションセンター